

第15節 保健衛生・防疫対策計画

第1項	保健衛生対策	<input type="checkbox"/> 福祉班	<input type="checkbox"/> 環境水道班
第2項	防疫対策	<input type="checkbox"/> 環境水道班	<input type="checkbox"/> 福祉班
第3項	家畜防疫対策	<input type="checkbox"/> 産業振興班	

【基本方針】

市は、被災地域における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下感染症法と呼ぶ。）に基づく感染症の予防、生活環境の悪化を防止するため、県や関係機関等と協力して迅速かつ的確な防疫活動等を行い、市域の保健衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談を行う等心身の安定を図る。また、被災地域における飲食に起因する食中毒や感染症等の二次災害発生の防止に努め、市民生活の安定を図る。

第1項 保健衛生対策

1. 健康・栄養相談の実施

(1) 健康相談の実施

市は、県と協力して保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行い、被災者の健康維持に向けた対応を行う。

- 1) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- 2) 避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- 3) 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- 4) メンタルケア（心のケア）の実施
- 5) 健康状態を把握するための調査

(2) 栄養相談の実施

市は、県と協力して栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- 1) 避難行動要支援者（高齢者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する栄養指導
- 2) 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- 3) 避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民

生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場のあっせん

- 1) 公衆浴場の被災現状の把握
- 2) 入浴あっせんの方策

県及び公衆浴場生活衛生同業組合等を通じて、入浴希望者の受け入れ体制を協議する。

(2) 入浴サービス

- 1) 市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。
- 2) 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

ア. 仮設風呂の設置

仮設施設(大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設)の建設は、事業所または自衛隊に要請する。なお、自衛隊では東日本大震災で災害派遣活動の一環として、移動式の部隊入浴用の施設を設営し、さらに海上自衛艦内の入浴施設も開放する等して、被災者への入浴や衛生サービスを行っている。このため、総括班は自衛隊とも密に調整を行った上、その支援協力を要請する。

イ. 入浴用の雑用水給水及び燃料の確保

水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への雑用水の給水及びボイラー等の燃料の供給を“福祉班”を主体として給水施設管理者と協議し、移動給水車(水運搬車)、燃料輸送可能車等により供給体制を確保する。

3. 愛玩動物の収容対策の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じる事が予想される。市(“環境水道班”)は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。

(1) 被災地における愛玩動物の保護

飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。

(2) 避難所における動物の適切な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うとともに、以下に示す事項について県の協力を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握、及び資材の提供、獣医師の派遣等

- 2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 3) 他県、他市町村への連絡調整及び要請

第2項 防疫対策

1. 防疫体制の強化

“環境水道班”は、京築保健福祉環境事務所、京都医師会等の協力を得て、防疫班及び調査班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

《災害時における防疫対策の内容及び留意点》

- a. 健康状態の把握
- b. 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- c. 環境保全、身体への影響を配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。
- d. 被災地域住民の健康状況の確認、優先地域の確認

2. 防疫班及び調査班の編成

班の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

《防疫班及び調査班の編成》

区 分	機 関	活 動 内 容	編 成 基 準	
防疫班	行橋市 (環境水道班・福祉班)	消毒、ねずみ族・ 昆虫駆除等の防疫 活動	担当員	2～3名
調査班		感染症の予防及び 応急対策活動のた めの一般的な健康 状態の把握	保健師(看護師) 事務	2～3名 1～2名

3. 災害時の検病及び健康診断【資料編*Ⅲ.2.13】

(1) 実施方法

被災地区住民の健康状態の把握に努め、感染症発生等の疑いがある場合には、京築保健福祉環境事務所へ報告するとともに、調査班を編成して情報収集を行い、京築保健福祉環境事務所の指示のもと、必要に応じ消毒等を実施する。

*資料Ⅲ.2.13「感染症の分類及び主な対応・措置」

《調査活動》		
目的	方法	留意点
住民の健康状態の把握	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症患者の把握	健康診断（必要に応じ京築保健福祉環境事務所が実施）	

《行橋市周辺における第一種・第二種感染症治療機関》				
医療機関名	住所	電話番号	病床数	
			第一種	第二種
福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町 2-5-1	(092)713-3111	2	16
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借 2-1-1	(093)541-1831	—	16
田川市立病院	福岡県田川市大字糴 1700 番地 2	(0947)44-2100	—	8

(2) 調査の重点

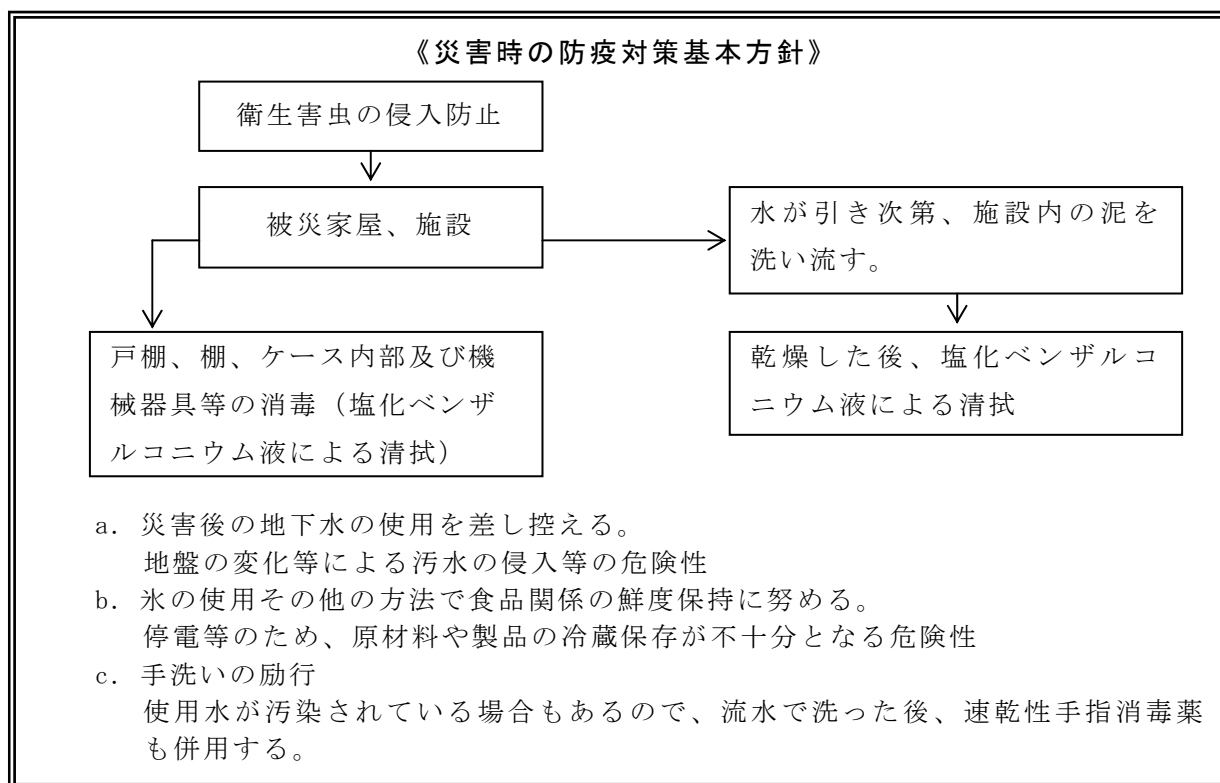
浸水地域等における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

(3) 臨時予防接種の実施

臨時予防接種の必要がある場合は、予防接種法第6条の規定に基づいて、県知事の指示により臨時予防接種を実施する。

4. 防疫活動

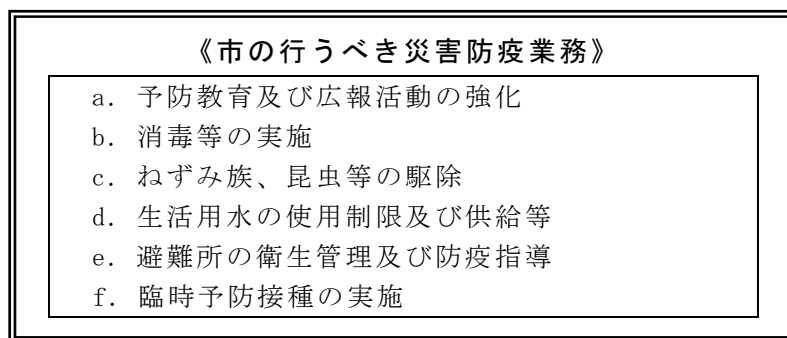
(1) 防疫対策基本方針



(2) 防疫活動

1) 市の災害防疫業務内容

市は、県知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。



2) 消毒方法

“環境水道班”が実施する防疫活動については、次の通りとする。病原体に汚染された場所または汚染された疑いのある場所については、感染症法第27条第2項の規定に基づいて、県知事の指示により消毒を実施する。

《消毒の対象や場所、消毒方法等》		
対 象	消毒場所	消 毒 方 法 等
飲 料 水	井 戸	次亜塩素酸ナトリウムの投入 【留意点】 ①濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認して飲用に使用する。 ②安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸して使用する。
	上 水 道	塩素消毒の実施
屋 内		泥、ごみ等を排除し、水洗いした後、塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）、次亜塩素酸ナトリウム（台所用漂白剤など）により清拭する。
屋 外		泥、ごみ等を排除のうえ、水洗いした後にクレゾール石けん液や消石灰を散布するほか、状況に応じて塩化ベンザルコニウム液（逆性石けん）等を散布する。
便槽、浄化槽	便 槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

3) ライフライン寸断時の対応

《ライフライン寸断時の対応》
a. アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
b. 手洗い用水（ペットボトル）の配布
c. 紙タオル、ウエットティッシュを温め、体の清拭に使用

4) ねずみ族、昆虫等の駆除

県知事より、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症法第28条に基づいて、県知事の指示によりそれらの駆除を行う。

5) 避難所の衛生管理及び防疫指導

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を緊急的に収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発症・発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。また、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導を徹底する。

《避難所における防疫指導》

- a. 避難所の清掃、消毒方法
- b. 避難者に対する健康調査の把握
- c. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。）
- d. 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- e. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- f. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- g. トイレの清掃
- h. 簡易トイレの設置
- i. 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6) インフルエンザなどの感染力が強い感染症対策

“福祉班”は、インフルエンザ等感染力が強いウイルス性感染症対策として、県知事の指導や助言のもと感染症の拡大防止のための検査の推奨や感染症の拡大防止に関する保健衛生指導等を行う。また、この際には特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児等への早期治療の助言やワクチン接種の指導等、感染症の拡大防止に努める。

5. 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達または購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から緊急購入して調達する。

6. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、市長が県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

7. 市に対する指示及び制限（福岡県）

県知事は、感染症の発生及びまん延を防止する上で必要であると認めたときは、感染症法に基づき、その範囲及び期間等を定めて、市長に対し次の事項について指示または制限を行うことができる。

《市に対する指示及び制限》
a. 消毒の指示
b. ねずみ族、昆虫等の駆除の指示
c. 物件に係る消毒の指示
d. 生活用水の使用制限及び供給の指示

8. 災害防疫完了後の措置

市は、県知事の指示により消毒等の災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況を取りまとめ記録する。

市は、県知事が別に定める日までに、災害防疫完了報告書を京築保健福祉環境事務所経由にて知事に提出する。

- 1) 災害状況報告書（任意）
- 2) 災害防疫活動状況報告書（任意）
- 3) 福岡県感染症予防費県負担金交付申請書

《県感染症予防費県負担金交付申請の要領について（参考）》
a. 京築保健福祉環境事務所からの指示書の写し
b. 支出証拠書類等 負担行為決議書、支出命令書、契約書、請書、領収書等の支出に関する書類の写し
c. 防疫用薬剤受払簿・物品受払簿等 受払い簿等の薬剤・物品の管理に関する書類
d. その他参考となる書類 履行確認（大雨被害に係る消毒事業が適切に実施されたかが確認できる）書類 ① 消毒場所、消毒件数及び実施日時が分かる書類（業務日誌、実施一覧表等）、完了検査調書、消毒実施時の写真等（提出可能なもので構いません。） ② 消毒実施場所、消毒実施対象区域がわかる市管内図等

※対象物件が広範囲かつ多数にのぼる場合等については、上記d項①の実施一覧表やd項②の他、市または保健所による確認等により省略が可能である。

※前述する指示に基づく消毒に該当しない場合には、交付申請の対象外となる。

《基本的な消毒並びに感染症対策・報告等の対応手順（参考）》

- ① 浸水被害状況等を確認して、京築保健福祉環境事務所の感染症担当係に連絡する。
- ② 県知事から消毒指示が発出された場合には、対象地区の消毒を行う。（消毒時の留意事項に留意する）
→消毒等の実施後に、県指示に基づいた消毒が適切に行われているか実施状況について京築保健福祉環境事務所が確認を行う。
- ③ 感染予防に必要な衛生教育を行う。
- ④ 必要時、感染症予防費県負担金事業の交付申請を行う。
- ⑤ 交付決定通知後に実績報告を行う。

第3項 家畜防疫対策

1. 家畜防疫対策方針

市は県と協力し、災害時における家畜伝染病予防法等に基づいた家畜伝染性疾病に対する発生予防と家畜損耗の防止に努める。

2. 家畜の防疫

市は、県が実施する次の諸対策に協力して家畜防疫対策に努める。

- 1) 県は家畜伝染病予防法に基づき家畜の所有者に対して清掃・消毒及びねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう命じ、家畜の伝染性疾病の発生予防に努める。
- 2) 県は家畜伝染病の予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴または投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。
- 3) 県は患畜等が発生したときには家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、移動の制限並びに殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努める。市は家畜所有者が行う自衛防疫、防疫措置の実施に対する支援並びに県が行う防疫活動への協力に努める。

4) 家畜の診察

家畜防疫組織のみで診療を完遂することが不可能な場合または不適當であると認められる場合には、被災地域外からの応援を求め、被災地区の家畜保健衛生所及び県でその実施計画を策定し、迅速な診療体制を確立する。

5) 飼料対策

県は飼料需給安定法に基づく政府保管の飼料の放出を要請するほか、飼料製造及び販売業者に対して、飼料の確保及び供給のあっせんを行う。